

# 【荒川区】実地検査指導事項票（認可保育所・運営管理）

検査日：令和元年11月14日 法人等名称：社会福祉法人 ゆのり  
 施設名称：日暮里保育園  
 検査員所属：荒川区子育て支援部保育課保育指導係  
 検査員氏名：前田 稔之、木嶋 大輔

## 【注意事項】

- この指導事項票は、施設等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認められた指導事項について、施設等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認められた指導事項です。
- 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項においても、改善を図ってください。
- 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

## 【支援法第34条第1項（認可基準）関係】

指導事項	検査項目	確認	備考
1	入所		
	(1) 入所児童数の定員超過により基準を下回っている。		
	(2) 定員を超えて私的契約児童等を受け入れている。		
	[その他指導事項等]		
2	認可関係		
	(1) 認可内容の変更を届け出していない。		
	[その他指導事項等]		
3	施設運営全般		
	(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制を整備していない。		
	(2) 個人情報保護に関して適切な措置を講じていない。		
	(3) 秘密保持のための対策が（未実施・不十分）である。		
	(4) 苦情への対応策が（未実施・不十分）である。		
	(5) 福祉サービス第三者評価受審等サービスの質の向上のための取組について（未実施・不十分）である。		
	(6) 事業計画書・事業報告書が（未作成・内容不十分）である。		
	(7) 運営委員会が（未設置・不適正）である。		
	(8) 保育所運営規程（園規則）が（未作成・内容不十分）である。		
	(9) 業務日誌（園日誌）が（未作成・内容不十分）である。		
	(10) 職員会議の開催方法、記録等が不十分である。		
	(11) 就業規則等が（未作成・内容不十分・未届）である。		
	(12) 36協定（時間外労働及び休日労働）が（未締結・未届）である。		
	(13) 24協定（賃金控除協定）が（未締結・内容不十分）である。		
	[その他指導事項等]		
4	職員の状況		
	(1) 職員配置が適正に行われていない。		
	(2) 労働条件の明示が（未実施・不十分）である。		
	(3) 資格証明書・履歴書・労働者名簿を整備していない。		
	(4) 勤務に関する帳簿が（未作成・内容不備）である。		
	(5) 職員の給与を適正に支給していない。		
	(6) 社会保険等に（未加入である・未加入者がいる）。		
	(7) 賃金台帳を整備していない。		
	[その他指導事項等]		

指導事項	検査項目	確認	備考
5	健康管理		
	(1) 衛生管理者及び産業医又は衛生推進者を選任していない。		
	(2) 健康診断を実施していない。		
	(3) 健康診断に未受診者（調理員・調乳担当者・その他）がいる。		
	✓ (4) 健康診断の検査項目、実施時期等が適切でない。		5(4) 健康診断が必要な 非常勤職員について、 検査項目も1名 (心電図) ・実施時期不適切1名 (採用後2月超え)
	〔その他指導事項等〕		
6	研修		
	(1) 職員の研修が（未実施・不十分）である。		
	(2) 研修計画を適切に立てていない。		
	〔その他指導事項等〕		
7	施設長責務		
	(1) 施設長が職務・役割を十分に果たしていない。		かいる。
	(2) 施設長が専任となっていない。		
	〔その他指導事項等〕		
8	建物設備の管理		
	(1) 認可内容と現状とが不一致である。		
	(2) 在籍児に見合う面積が不足している。		
	(3) 医薬品等の整備・管理が不十分である。		
	(4) 保育に必要な用具及び備品が備えられていない。		
	(5) 構造、設備等に危険な箇所がある。		
	(6) 採光・換気等が悪い。		
	(7) 設備・備品が衛生的に管理されていない。		
	(8) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。		
	〔その他指導事項等〕		
9	災害対策の状況		
	(1) 防火管理者が（未選任・未届）である。		
	(2) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。		
	(3) 消防計画が（未作成・内容不備・未届）である。		
	(4) 消防署の立入検査の指示事項が未改善である。		
	(5) 避難・消火訓練を毎月実施していない。		
	(6) 避難・消火訓練の（実施方法が不適切・結果記録が不備）である。		
	(7) 災害発生時の備えが不十分である。		
	(8) 消防設備等の点検を実施していない。		
	(9) 児童の安全対策に必要な措置を講じていない。		
	〔その他指導事項等〕		

【支援法第34条第2項（確認基準）関係】

指導事項	検査項目	確認	備考
1	利用定員		
	(1) 利用定員が適切に設定されていない。 〔その他指導事項等〕	※	
2	重要事項の説明、同意		
	(1) 重要事項説明書を交付して説明を行っていない。	※	
	(2) 重要事項説明に関して、同意を得ていない。 〔その他指導事項等〕	※	
3	児童の受け入れ		
	(1) 正当な理由なく、利用申込を拒んでいる。	※	
	(2) <認定こども園・幼稚園>選考方法が公正ではない。	※	
	(3) <認定こども園・保育所>選考方法を事前に明示していない。	※	
	(4) 自ら提供が困難な場合、適切な措置を速やかに講じていない。 〔その他指導事項等〕	※	
4	あっせん、調整及び要請に対する協力		
	(1) 区市町村のあっせん、調整及び要請に対して協力していない。 〔その他指導事項等〕	※	
5	受給資格等の確認		
	(1) 支給認定証を確認していない。 〔その他指導事項等〕	※	
6	支給認定の申請に係る援助		
	(1) 支給認定の申請に係る必要な援助を行っていない。 〔その他指導事項等〕	※	
7	第三者評価		
	(1) 外部の者等による評価を受けていない。		
	(2) 外部の者等による評価の結果を公表していない。		
	(3) 評価結果を受け、その改善を図るよう努めていない。 〔その他指導事項等〕		
8	支給認定保護者に係る区市町村への通知		
	(1) 保護者の偽りその他不正な行為について、区長に通知していない。 〔その他指導事項等〕	※	
9	運営規程		
	(1) 運営規程を定めていない。		
	(2) 運営規程の項目に漏れがある。 〔その他指導事項等〕		
10	勤務の体制の確保等		
	(1) 職員の勤務体制を定めていない。		
	(2) 当該施設の職員によって特定教育・保育が提供されていない。		
	(3) 職員の資質の向上のための研修の機会を確保していない。 〔その他指導事項等〕		

指導事項	検査項目	確認	備考
11	利用定員の遵守		
	(1) 利用定員を超えて保育の提供を行っている。 〔その他指導事項等〕	※	
12	重要事項の掲示		
	(1) 施設の選択に資する重要事項を掲示していない。 〔その他指導事項等〕	※	
13	秘密保持		
	(1) 秘密保持に関して必要な措置が（講じられていない・不十分である）。 〔その他指導事項等〕		
14	情報の提供		
	(1) 子どもに関する情報を提供する際に、保護者から文書による同意を得ていない。		
	(2) 施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっていないか。 〔その他指導事項等〕		
15	苦情解決		
	(1) 窓口を設置する等の苦情解決の仕組みが（未整備・不十分）である。		
	(2) 苦情の内容等を記録していない。	※	
	(3) 区市町村からの指導又は助言に対し、改善を行っていない。		
	(4) 改善報告を提出していない。 〔その他指導事項等〕		
16	地域との連携		
	(1) 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていない。 〔その他指導事項等〕		
17	記録の整備		
	(1) 職員及び設備に関する諸記録を整備していない。 〔その他指導事項等〕		
18	職員配置		
	(1) 公定価格における充足すべき職員数を満たしていない。 〔その他指導事項等〕	※	

※ 子ども・子育て支援法にのみ規定されている項目

(運営管理) (助言事項等)

1. 苦情解決の仕組みについて、利用者が見えやすいところへの掲示をご検討ください。
2. 育児・介護休業規程において、子の看護休暇及び介護休暇の半日単位の取得が可能であることが読み取れぬため、文言の見直しをご検討ください。
3. 保育室内の安全面、衛生面での対策をご検討ください。
  - ・ 棚の上に物を置く時の落下防止
  - ・ 換気扇、エアコンにたまたまほり
  - ・ 常時敷いている敷物の防災加工
  - ・ 鉄柱等への緩衝材の設置
4. 保育士証が旧姓のままの方が1名おられたので、変更手続についてお伝えください。
5. 衛生推進者の職員への周知をお願いします。
6. 消防計画に事業所防災計画の内容を加える様にして下さい。
7. 防災訓練、消火訓練の実施記録の記載もれ等があるため、記載欄を工夫して、記載もれが無い様にして下さい。

# 実地検査指導事項票 (認可保育所・保育内容)

検査日：令和元年 11月 14日

法人等名称：社会福祉法人 ゆうゆう

施設名称：日暮里保育園

検査員所属：荒川区子育て支援部保育課保育指導係

検査員氏名：佐々木 真理子

## 【注意事項】

- この指導事項票は、施設等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認められた指導事項について、施設等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認められた指導事項です。
- 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項においても改善を図ってください。
- 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

## 【支援法第34条第1項 (認可基準) 関係】

指導事項	検査項目	確認	備考
1	保育の状況		
	(1) 保育内容が (不適切・不十分) である。		
	(2) 子供一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。		
	(3) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。		
	(4) 養護の内容が (不適切・不十分) である。		
	(5) 全体的な計画が (未編成・不十分) である。		
	✓ (6) 指導計画が (未作成・内容不十分) である。		1(6) 指導計画の中に 長時間にわたる保育 について位置付けて いない
	(7) 3歳未満児の個人別指導計画が (未作成・内容不十分) である。		
	(8) 保育日誌が (未作成・記録不十分) である。		
	(9) 保育の内容の自己評価を行っていない。		
	(10) 保育時間、開所時間、開所日数が適切に設けられていない。 ・施設の都合で保育時間を短縮している。 ・保育時間を保護者の労働時間等を考慮して定めていない。 ・11時間の開所時間が確保されていない。 ・(休所・一部休所・家庭保育依頼) をしている。		
	(11) 保育士が適正に配置されていない。 ・保育士を常時2人以上配置していない。 ・常勤の保育士を各組や各グループに1名以上配置していない。		
	(12) 児童出欠簿が (未作成・記録不十分) である。		
	(13) 児童票が (未作成・記録不十分) である。		
	(14) 保護者との連絡が不十分である。		
	(15) 保育所児童保育要録が小学校へ送付されていない。		
	{その他指導事項等}		
2	食事の提供の状況		
	(1) 食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。		
	(2) 給与栄養量の目標を設定していない。		
	(3) 給食 (献立) 会議による情報共有が (未実施・不十分) である。		
	(4) 献立表が (未作成・不十分) である。 ・献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 ・簡易な食事が (著しく多い・継続している)。		



【支援法第34条第2項（確認基準）関係】

指導事項	検 査 項 目	確 認	備 考
1 一般原則			
	(1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されていない。		
	(2) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供していない。		
	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行っていない。		
	(4) 関係機関等と密接に連携していない。		
	(5) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行っていない。		
	(6) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じていない。		
	〔その他指導事項等〕		
2 心身の状況等の把握			
	(1) 子どもの心身の状況等を把握していない。		
	〔その他指導事項等〕		
3 小学校等との連携			
	(1) 小学校又は他の特定教育・保育施設等との情報の提供の他、関係機関と密接な連携が不十分である。		
	〔その他指導事項等〕		
4 提供の記録			
	(1) 保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録が（未作成・不十分）である。		
	〔その他指導事項等〕		
5 取扱方針			
	(1) 取扱方針に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行っていない。		
	〔その他指導事項等〕		
6 自己評価			
	(1) 特定教育・保育の質の（自己評価を行っていない・改善を図っていない）。		
	〔その他指導事項等〕		



指導事項	検査項目	確認	備考
7 相談及び援助			
	(1) 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等を的確を把握していない。		
	(2) 子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていない。		
	[その他指導事項等]		
8 緊急時等の対応			
	(1) 緊急時に必要な措置を講じていない。		
	[その他指導事項等]		
9 平等に取り扱う原則			
	(1) 子どもを平等に取り扱っていない。		
	[その他指導事項等]		
10 虐待等の禁止			
	(1) 子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。		
	[その他指導事項等]		
11 懲戒に係る権限濫用の禁止			
	(1) 施設の長たる管理者が、懲戒に係る権限を濫用している。		
	[その他指導事項等]		
12 事故防止、事故対応			
	(1) 事故発生防止のための指針を整備していない。		※
	(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態の事実が報告され、その改善策を従業員に周知徹底する体制が整備されていない。		
	(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行っていない。		
	(4) 事故発生時、速やかに区、こどもの家族等へ連絡が行われていない。		
	(5) 事故発生時、必要な措置が講じられていない。		
	(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。		※
	(7) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていない。		
	[その他指導事項等]		
13 記録の整備			
	(1) 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。		※
	[その他指導事項等]		

※子ども・子育て支援法にのみ規定されている項目

(保育内容) (助言事項等)

1. 全体的な計画と2学期年間指導計画は、保育所保育指針第2章の1(2)にあるように、3つの視点で捉えていたところが良いと思うが、次年度に向けて検討して下さい。
2. 給食食材の発注にあたっては、責任者(園長)の関与が明確になるよう押印。  
手紙はサインを確保して下さい。
3. 環境構成について、新園とウインドウから創りあげていただきありがとうございます。  
・窓のたてが、カラフルとした印象でした。子どもにとって居心地良く楽しい空間と嬉しい工夫をお願いします。玩具が少なくな見つけられなかった。  
・幼児組廊下の「布団カバー入れ」の箱は必要な時以外はしまってください。  
・2学期クラスのロッカーが雑然としていました。整理整頓をお願いします。  
・検討して下さい。  
・お洋服交換や着替えの際はフレイバーが守られるよう工夫して下さい。  
・子ども達の製作物を飾り立て、季節感や雰囲気作りを工夫して下さい。
4. 園児の登降園時間確認できるように記録して下さい。(延長保育時おけなど)
5. 食品衛生責任者の掲示を見やすい所に掲示して下さい。
6. 調理従事者の健康チェック表で「X」が付いていた時の対応内容を記載する様にして下さい。